

道路交通法等の一部改正に伴う交通警察の運営について

警察庁丙交企発第1号
警察庁丙交指発第1号
警察庁丙規発第1号
警察庁丙高速発第1号
警察庁丙運発第1号
昭和62年1月5日

各 管 区 警 察 局 長
警 視 総 監
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長

警 察 庁 交 通 局 長

この度の道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正の背景、趣旨及び要点並びに運用上の留意事項については、昭和61年10月21日付け警察庁乙交発第9号をもって、並びに道路交通法施行規則の一部改正等の趣旨及び要点については、昭和61年11月18日付け警察庁乙交発第10号をもって、それぞれ通達され、また、指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）及び道路使用適正化センター等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第8号）が同年11月19日に公布されたところであるが、これら一連の道路交通法等の改正のうち、昭和62年4月1日に施行される改正規定の細部に関する留意事項は、次のとおりであるので、交通警察の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは、特に旧法としない限り、改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）を、「令」とは、特に旧令としない限り、改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）を、「府令」とは、特に旧府令としない限り、改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）を、「標識令」とは改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）を、「改正法」とは道路交通法の一部を改正する法律（昭和61年法律第63号）を、「改正令」とは道路交通法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第329号）を、「改正令」とは道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和61年総理府令第50号）をいうものとする。

記

第1 時間制限駐車区間関係

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

従来、都市においては、不要不急車両の流入抑制、路上の走行スペース確保という観点から、駐車禁止規制が広範囲にわたって行われており、特に、都市の中心部においては、ほぼ全域において駐車禁止規制が行われてきたが、自動車保有台数の急激な増大とこれに伴う交通総量の飛躍的な増加に路外駐車場の整備が追い付かなかったという事情を背景に、違法駐車が蔓延し、規制及び取締りと駐車実態に乖離がみられるようになってきた。一方、自動車が道路交通の目的を達するため

は、駐車することが不可欠であることから、必要やむを得ない短時間の路上駐車需要に応じることが現実的な方策であり、違法駐車 of 整序化に資すると考えられた。

そこで、今回の改正において、自動車交通総量抑制の考え方は維持しつつ、一定範囲の業務上その必要やむを得ない短時間の路上駐車については、これを認めることとし、路上における駐車スペースの拡大を図ることとしたものである。

(2) 改正の内容

改正の要点については、昭和61年10月21日付け警察庁乙交発第9号(以下「上記通達」という。)により示されたところであるが、その他改正の内容について留意すべき事項は次のとおりである。

ア 時間制限駐車区間

(ア) パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の設置及び管理

旧法第49条の規定により駐車時間を制限するに当たって、パーキング・メーターによる担保措置を置くかどうかは規制の手段として選択的なものであった。しかしながら、今後時間制限駐車区間の規制を拡大するに際し、担保手段がないままに規制を実施する場合、その実効を確保することは難しいと考えられることから、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)は、時間制限駐車区間の規制を行う場合には、必ずパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を設置し、及び管理することとした。

(イ) パーキング・メーターの機能等

パーキング・メーターの機能並びにパーキング・チケットの様式、パーキング・チケットに表示する事項及びパーキング・チケット発給設備の機能については、改正府令で定めるところであるが、パーキング・チケットについては、紛失等の事由によるトラブルを避けるため、半券部分を備えるものとし、また、裏面の注意事項として、運転中は必ず取り外すべき旨記載するものとする。

なお、裏面の注意事項は、別添1のとおりである。

(ロ) 駐車 of 適正を確保するための措置

法第49条第3項において、公安委員会は、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対する情報の提供、時間制限駐車区間において駐車する車両の整理その他時間制限駐車区間における駐車 of 適正を確保するために必要な措置(以下「駐車 of 適正を確保するための措置」という。)を講じなければならないこととした。

「情報の提供」の「情報」としては、時間制限駐車区間の位置、満空等の利用状況等が考えられるが、提供の方法には、警察官等又はパーキング・メーター若しくはパーキング・チケット発給設備の管理員の口頭によるもの、表示板(地図板等)や駐車情報提供装置によるものが考えられる。

「車両の整理」とは、時間制限駐車区間において駐車しようとする車両の運転者に対し、当該区間における駐車 of 適正を確保するため、規制標示「平行駐車」、「直角駐車」又は「斜め駐車」によって指定された道路の部分及び方法に従って駐車するよう、警察官等又は管理員が適切な指示を与えて車両を整理することである。特にパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間においては、2台以上の車両の駐車すべき部分であることを示す道路標示

を設置することになるので、この場合における「車両の整理」を十分に行う必要がある。

「駐車の適正を確保するために必要な措置」とは、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備を適正に利用するよう指導、広報啓発する等の措置である。その措置としては、警察官等又は管理員の口頭によるもの、表示板やチラシによるものがある。

表示板による措置として、改正府令において時間制限駐車区間が在ることを示す表示板、パーキング・チケット発給設備の利用を促すためにパーキング・チケット発給設備に近接した場所に設置する表示板を新設した。前者の表示板は、時間制限駐車区間が在ることを示す必要のある場合に、時間制限駐車区間の周辺の道路の必要な地点に設置することとし、後者の表示板は、パーキング・チケット発給設備に附帯する設備ともいえるものであることから、パーキング・チケット発給設備を設置するときに必ず設置することとした。

(四) パーキング・メーターの管理等の委託

旧法第49条第2項では、パーキング・メーターの管理を委託することができる旨規定していたが、改正法により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務並びに駐車場の適正を確保するための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができることとし、改正府令において、パーキング・メーター若しくはパーキング・チケット発給設備の管理に関する事務又は駐車場の適正を確保するための措置に関する事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する公益法人に委託することができることとした。

イ 時間制限駐車区間における駐車の方法等

(ア) 駐車場の開始

パーキング・チケット発給設備によりパーキング・チケットの発給を受けた場合について、駐車時間の起算点を「パーキング・チケットの発給を受けた時」としたのは、実際に駐車場を開始した時刻とパーキング・チケットの発給を受けた時刻とに若干のずれが生じるところから、駐車時間の起算点を実際に駐車場を開始した時点に近接し、かつ、客観的に明確な時点としたものである。

なお、パーキング・メーターは、駐車開始と同時に車両を感知するため、「パーキング・メーターが車両を感知した時」が駐車時間の起算点となる。

(イ) 道路の部分及び方法

道路標識等により指定されている道路の部分及び方法とは、道路標示「平行駐車」、「直角駐車」又は「斜め駐車」により指定されている道路の部分及び方法であり、指定された道路の部分における駐車とは、具体的には表示線内における駐車を指し、指定された方法による駐車とは、その中での駐車の方法（平行駐車、直角駐車又は斜め駐車）による駐車を指す。

(ウ) パーキング・メーターの作動等の方法

パーキング・メーターの作動の方法については、旧令第14条の6に規定されていた内容と同様、パーキング・メーターに表示されている方法による。パーキング・チケットの発給を受ける方法についても、パーキング・チケット発給設備に表示されている方法による。

パーキング・チケットの掲示方法としては、前面ガラスのある車両については、前面ガラスの内側であればパーキング・チケットを必ずしもはり付ける必要はないが、その表面に表示された事項が前方から確認できる状態でなければ、掲示方法違反となる。前面ガラスのない車両

については、特に掲示場所の指定はないが、前方からチケットの存在が確認できる状態であることを要する。前面ガラスのない車両とは、自動二輪車、原動機付自転車等をいう。

なお、パーキング・チケットの掲示義務を、パーキング・チケットの発給を受けた時から道路標識等により表示されている時間を経過する時までの間に限ったのは、駐車すべき時刻を終了すれば、もはやチケットを掲示させておく意味がないと考えられたからである。

(四) 時間制限駐車区間における駐車許可

駐車禁止場所については許可を受けて駐車することができる（法第45条第1項ただし書）ことと均衡上、時間制限駐車区間においても警察署長の許可により駐車することができることとした。

なお、法第49条の2第5項違反は、許可条件を遵守して駐車を開始した後、許可を受けた時間を超えて駐車した場合にのみ成立し、当初から許可の条件に従って駐車していない場合は、法第49条の2第2項ないし第4項違反となる。

ウ 時間制限駐車区間における停車の特例

時間制限駐車区間における停車については、法第44条から第48条までの規定が適用されるため（法第49条の2第1項）、当該区間の法第44条各号に掲げる駐停車禁止場所においては停車することができないが、法第49条の2第3項に基づき駐車することができる道路の部分として指定されている道路の部分については停車することができるよう規定を整備した。

エ 時間制限駐車区間の路上駐車場の特例

公安委員会は、既に、路上駐車場が設置されている道路の部分についても、時間制限駐車区間を指定することができるが、この場合にはパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備を設置しないこととし、路上駐車場管理者によりパーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備が設置されている場合は、これらを法第49条第1項のパーキング・メーター又は同条第2項のパーキング・チケット発給設備とみなして法第49条の2の規定を適用することとした。これは、旧法第49条第4項と同様の趣旨である。

なお、法第49条の2の規定が適用されれば、罰則についても適用がある。

オ 道路管理者、路上駐車場管理者との関係

時間制限駐車区間の規制を行おうとするときは、当該規制の適用される道路の管理者の意見を、路上駐車場が設けられている道路の物分を時間制限駐車区間として指定しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見を、また、駐車場法第3条第1項に規定する駐車場整備地区内において時間制限駐車区間を指定しようとするときは、同法第4条第1項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者の意見をそれぞれ聴かなければならないこととした。

カ 手数料の設定

パーキング・メーターを作動させようとする者又はパーキング・チケット発給設備により、パーキング・チケットの発給を受けようとする者から徴収することができる手数料については、駐車場の適正を確保するための措置に関する事務に係るものを含むこととした。

2 運用上の留意事項

(1) 時間制限駐車区間の選定

時間制限駐車区間規制は、短時間の駐車需要が大きく、道路における違法駐車が問題となっている地域であり、かつ、当分の間当該地域の短時間駐車需要を路外駐車場で吸収することが困難であると認められる地域について積極的に推進すること。

なお、具体的な区間の選定については、別途通達する。

(2) 駐車の適正を確保するための措置

情報の提供等駐車の適正を確保するための措置については積極的に研究開発し、かつ、実施するよう努めること。

特に、「情報の提供」として、時間制限駐車区間の位置、満空等の利用状況についての情報を提供することは、違法駐車車両を減少させ、かつ、パーキング・メーター又はパーキング・チケット発給設備の利用率を向上させるために効果的であると考えられる。そこで、パーキング・メーター等の集中管理方式による満空状況の情報提供、交通管制システム又は道路使用適正化センターの行う駐車誘導システムの一環としての情報提供等の措置を推進すること。

(3) パーキング・メーターの管理等の委託

パーキング・メーターの管理等の委託については、原則として、既にパーキング・メーターを設置し、及び管理している都府県にあっては、委託する業務として駐車の適正を確保するための措置に関する事務を含めることとするとともに、今後パーキング・メーター等を設置しようとする道県にあっては、委託する業務の範囲を法第49条第4項に規定する事務の全部とすること。

(4) 手数料の設定

手数料に係る条例案の作成に当たっては、駐車の適正を確保するための措置に関する事務に係る費用を含めて手数料を積算すること。

また、駐車時間の長短、地域による駐車需要の質及び量、パーキング・メーターの管理等に関し必要な事務の差異等についても十分考慮して積算すること。

第2 違法駐車標章関係

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

旧法第51条では、現場に運転者がいる場合及び現場に運転者がいない場合で警察官等又は警察署長が自ら移動を行う場合の措置の手続については規定しているが、現場に運転者がいない場合で、かつ、警察官等又は警察署長が自ら移動等を行う場合以外の場合の措置について規定されていない。

しかしながら、違法駐車対策上最も問題があるのがこのケースであり、数的にも多くがこの場合に当たると考えられる。

そこで、違法駐車状態の早期かつ効率的解消を図るため、今回の改正において、この場合についての措置を強化することとしたものである。

(2) 改正の内容

改正の主な内容については、上記通達により示されたところであるが、その他改正内容について留意すべき事項は次のとおりである。

ア 移動命令の対象となる車両

法第51条第1項の規定により警察官等が移動すべきことを命ずることができる対象として、法第44条、第45条違反等のほか、新たに法第49条の2第2項、第3項及び第5項後段の規

定に違反している車両も移動の対象とした。

パーキング・メーターについては、車両が駐車すれば自動的にこれを感じし、駐車時間の計測を開始するので、時間超過であるかどうかは客観的に容易に確認することができ、その時点で移動すれば足りるため、旧法においては、これを作動させなかった場合は移動の対象とされておらず、これは改正法においても同様である。

一方、パーキング・チケット発給設備は、自動計測機能を有しないため、パーキング・チケットを掲示していない限り時間超過であるかどうかを外部から判断することができず、その不掲示については一律に移動の対象とすることとした。この場合、車両を駐車した後直ちにパーキング・チケット発給設備からパーキング・チケットの発給を受けるまでの間は、チケットを掲示していなくても移動等の対象とはならない。

なお、路上駐車場においても、法第49条の2の規定が適用される場合は、本条の規定により車両の移動が行われることとなる。

イ 移動告知の対象

駐車違反に直接の責任を有するのはもちろん運転者であるが、運転者が何らかの事情により移動すべき旨の告知内容を了知し得ない場合には、違法駐車状態の早期解消を図るという法の目的が達成できないこととなる。そこで、このような事態を避けるため、車両の運行・管理、すなわちその車両の状態について責任と権原を有する者（所有者又は使用者）に移動及び申告を促すこととした。

ウ 移動告知の内容

警察官等は、運転者が現場にいないため車両の移動等の命令をすることができないときは、当該違法駐車車両の所有者等に対し、

- ・直ちに当該車両の駐車の方法を変更すべき旨
- ・直ちに当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべき旨
- ・直ちに当該車両を時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべき旨

のいずれかを告知し、併せて、

- ・これらの措置を執ったときは速やかに当該警察官等又は所轄警察署長にその事実を申告する旨

を表示する府令で定める標章（以上「違法駐車標章」という。）を取り付けることができることとした。

エ 違法駐車標章を取り除く場合

標章を取り除くのは、

- ・警察官等又は警察署長が所有者等から自ら前記ウの告知に係る措置を執った旨の申告を受けてその事実を確認したとき。
- ・警察官等が当該車両の駐車の方法の変更その他必要な措置を採り、又は当該車両が駐車している場所から50メートルを超えない道路上の場所に当該車両を移動したとき。
- ・警察署長が自ら当該車両を移動したとき。

に限られる。

警察官等又は警察署長が行う所有者等の申告事実の確認は、原則として所有者等が当該車両と

ともに最寄りの警察署又は派出所に出頭した際に行われることとなるが、申告してきた所有者等が当該車両の運転者ではなく、当該車両を運転することができない場合等は、警察官等が現場に赴くなどの方法により申告事実を確認することとなる。

オ 取除きの禁止

標章の取除きに罰則を科するのは、

- ・第三者がこの標章を勝手に取り除くことによって告知内容が所有者等に了知されなくなるのを防止するため

・所有者等に対し直ちに違法駐車状態を解決し、速やかにその確認を受けるのを促すために必要な最低限のことと考えられたことによる。

また、違法駐車標章は、刑法第155条(公文書偽造・変造)の「公務員ノ作ル可キ文書」であるが、これを車両に取り付けた段階においては、当該標章は既に警察官の支配を離れ、刑法第258条にいう「公務所ノ用ニ供スル文書」には該当しないところから、これを取り除いた場合でも公文書毀棄罰は成立しないと解される。

なお、「取り除く」とは、標章の形態に対し、汚損又は破損することなく、標章をそのまま取り除くことをいう。

カ 移動対象となる違法駐車車両

警察官等が移動することができる車両は、違法駐車標章を取り付けたものに限られることとした。これは、大量かつ広域にわたる違法駐車状態の解消という行政目的を達成するには、警察官等による移動措置にのみよることなく、運転者の自律的な行動をも促す必要があり、このため移動措置の前置手続として標章の取り付けによる告知手続を置くことが、合理的かつ効率的と考えられたことによる。

なお、違法駐車標章を取り付けた車両のすべてについて警察官等が移動措置を採ることが法律上当然に要請されるものではない。

2 違法駐車車両に対する取締り上の留意事項

(1) 取締り方針

ア 取締り重点の選定

違法駐車車両の取締りに当たっては、曜日、場所、時間帯、違反態様の選定を適切に行うこととし、交差点、横断歩道、時間制限駐車区間及び路外駐車場周辺における違反並びに二重駐車、無余地駐車等危険性、迷惑性、不公平性の高い違反等に重点を指向すること。

なお、これらの違反の取締りに当たっては、警察署ごとに駐車苦情の実情も考慮の上、取締りの優先順位を付けて、警察本部においてこれを調整すること。

イ 計画的な取締り

具体的な取締りに当たっては、他の取締りとの関連を考慮するとともに、広報活動を積極的に行うなど計画的、効率的な実施に努めること。

(2) 違法駐車標章の取扱い

ア 違法駐車標章の取付けに当たっての留意事項

違法駐車標章の取付けに当たっては、前記違法駐車車両の取締り方針を踏まえ、移動及びその旨の申告が期待できるものについて行うものとし、併せて指定車両移動保管機関等による計画的

な車両移動の可能性及び違法駐車標章の取除き等の事後措置を考慮の上実施すること。

イ 違法駐車標章の取付け位置

違法駐車標章の取付け位置については、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）の改正により、違法駐車車両の前面ガラス又は運転者席の側面ガラスにはり付けることが認められたが、実際の取付けに当たっては、前面ガラスが狭小のため違法駐車標章のはり付けによりワイパーの作動に支障を来すような場合を除き、前面ガラスの運転者の視野を妨げにくい位置にはり付けること。

なお、いわゆるかぎ付きステッカーを使用することは差し支えないが、この場合は、フェンダーミラー又はサイドミラーの軸等の場所に取り付けること。

ウ 報告

警察官等が違法駐車標章を取り付けた場合の、警察署長に対する報告は、違法駐車標章とワンライティング式の措置報告書等により行うこと。

また、当該警察官等は、警察署長（交通課）に対し、違反車両、違反の日時、場所、態様等必要事項を即報することとし、即報を受けた警察署においては、当該事項を所定の簿冊等に記載し、当該車両の所有者等からの移動等の措置を執った旨の申告に対し、確認等の措置が適切に行えるようにすること。

エ 違法駐車標章の破損等に対する捜査

違法駐車標章の破損、汚損、取除き行為については、現認によるもののほか追跡捜査を徹底し、検挙に努めること。

なお、違法駐車標章をはり付けたまま走行している車両を現認した警察官は、当該車両の運転者等に対し速やかに警察署長等の確認、取除き措置を受けるよう指導すること。

オ その他

違法駐車標章の取付けは、パーキング・メーター不作動の駐車車両に対しては適用が除外されているため、当該違反については、いわゆる呼出状を使用するなどの方法により、取扱いの適正を期すこと。いわゆる呼出し状を使用する場合には、違法駐車標章と粉らわしくない様式を定めて行うこと。

(3) 違法駐車標章の捜査

ア 違法駐車標章の取付けにより所有者等の申告が期待できるものを除き、他の違法駐車車両に対しては、前記呼出状を使用し、出頭を指示するなどの方法により出頭の確保を図ること。

イ 所有者等から違法駐車標章に基づく所定の申告がなされた際に、当該所有者等が違反運転者であることが確認できたときは、駐車違反の告知を行うことは差し支えない。

この場合においては、あくまで、違法駐車標章が出頭確保を目的とするものではないことに留意して、当該違反運転者が納得するような方法により告知を行うこと。

ウ 駐車違反に係る未出頭事案及び移動措置等不申告事案の適切な処理を図るため、コンピューター等を利用したこれらの事案の把握・追跡システムの導入に努めること。

(4) 「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」に対する取締り

ア 法第44条に基づく道路標識等によりいわゆる指定駐停車禁止規制が行われている場合における駐停車違反（駐停車禁止場所等）については、積極的な検挙活動を推進すること。

イ 法第45条に基づく道路標識等によりいわゆる指定駐車禁止規制が行われている区間又は区域に、法第44条各号に掲げるいわゆる法定駐停車禁止場所がある場合については、道路標識等の設置状況その他の措置により当該場所が駐停車禁止場所であることが明らかな場合に限り、駐停車違反（駐停車禁止場所等）として検挙すること。

ウ その他の法定駐停車禁止場所については、駐停車の場所からみて駐停車違反（駐停車禁止場所等）が明らかであり、かつ、違反態様からみて重大性、悪質性の高い場合について当該違反として検挙すること。

第3 費用徴収関係

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

昭和60年の道路交通法の一部改正により車両の売却、廃棄等の規定が整備されたが、費用徴収に関する規定については、その数がわずかであり、金額も少額であることから、あえて措置することなく、その運用状況をみて整備することとされたものである。

しかしながら、今回の改正により、車両の移動保管件数が増加すれば、負担金の未納事案もこれに伴って増加する可能性があり、延滞金及び督促手数料の額も無視し得ないものとなると考えられ、負担金の徴収に伴う延滞金及び督促手数料の徴収根拠を明文で規定し、その確実な徴収の確保を図るとともに、負担金の徴収の確保を間接的に促進することとしたものである。

(2) 改正の内容

ア 延滞金及び督促手数料の徴収

警察署長は、違法駐車車両の運転者等又は所有者等が負担金を納付しない場合において督促を行ったときは、負担金につき年14.5パーセントの範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を徴収することができることとした。

延滞利息を年率14.5パーセントとしたのは、延滞利息をとることができることを規定している他の立法例にならったものである。

イ 負担金等の強制徴収の手續

昭和60年の道路交通法の一部改正前においては、負担金の徴収手續として、行政代執行法（昭和23年法律第43号）を準用することとし、同法における費用の徴収手續は、国税滞納処分の例によることとされていたため、前回の改正において強制徴収の手續を整備するに当たっても、行政代執行法の規定と同様、国税滞納処分の例によることとした。しかしながら、他の立法例においては、都道府県の収入となる負担金等の強制手續については地方税の滞納処分の例によることとし、国の収入となる負担金等の強制徴収手續については国税滞納処分の例によることとしているものが多い。

そこで、今回の改正において、より実態に近い地方税の滞納処分の例により徴収することとしたものである。

なお、地方税法においても滞納処分については、国税徴収法の例によることとされており（地方税法第69条第6項、第72条の6第6項等）、国税滞納処分の例によることとした場合とで手續上実質的な差異はない。

第4 指定車両移動保管機関関係

1 改正の趣旨及び具体的適用

(1) 改正の趣旨

現在、違法駐車車両の移動保管は、警察署長の事務とされており、これは一部民間の業者に委託して行われているところである。

すなわち移動等は、都道府県の警察予算の中の移動等の措置に係る委託費の中で行われ、移動保管することとなる車両の総台数には、予算上の制約が及ぶこととなり、移動台数を増やそうとしても、現在の厳しい警察予算の枠内においては極めて困難であるのが実情である。

そこで、今回の改正により指定法人制度を導入し、指定法人自らの採算において車両の移動保管を効果的に行うとともに、警察事務の効率化を図ることとした。

なお、指定車両移動機関及びその行う車両移動保管事務に関し必要な事項は、法に規定されるもの及びその委任により規定される事項以外はすべて指定車両移動保管機関等に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第7号）において定めることとした。

(2) 具体的適用

ア 指定車両移動保管機関

イ 指定

ア 指定の申請

指定を受けようとする法人は、

- ・法人の名称、住所及び代表者の氏名
- ・車両移動保管事務を行う事務所の名称及び所在地
- ・車両移動保管事務を行う地域
- ・車両移動保管事務の範囲
- ・資産の総額

を記載した書面を公安委員会に提出しなければならない。

「車両移動保管事務を行う地域」については、都道府県警察の管轄内の地域を限定することは差し支えないが、警察署の管轄区域を単位とするものとする。都道府県のすべての地域である場合については、「全地域」と記載させること。

「車両移動保管事務の範囲」については、原則としてすべての事務について行うことが望ましいが、移動、保管等の車両移動保管事務のうち移動のみを行うといった場合も考えられるところから、その範囲を記載させることとしたものである。

「資産の総額」については、動産、不動産、債権等の積極財産のほか債務のような消極財産を含め、その正味財産を記載するものとする。

上記申請書を提出するに当たっては、

- ・法人の定款又は寄附行為
- ・登記簿の謄本
- ・法人のすべての役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・車両移動保管事務に使用する車両の台数、車両移動保管事務に従事する職員の数及び移動した車両を保管する場所を記載した書面
- ・資産の種類を記載した書面及びこれを証する書面

・その他参考となる事項を記載した書面を添付しなければならない。

「車両移動保管事務に使用する車両の台数」については、自ら車両を保有しないときは、その旨記載させた上、委託予定先の業者に使用させることとなる車両の台数も併記させること。

「車両移動保管事務に従事する職員の数」とは、指定を受けようとする法人において車両移動保管事務に従事する職員の数をいう。

「資産の種類」とは、現金、預貯金、貸付金、有価証券等の別をいい、「資産の種類を記載した書面」については、これらを流動資産、固定資産、負債等の別に分けて作成したものとする（財産目録等の作成要領による）。「これを証する書面」とは、現金残高実査証明書、預貯金残高証明書、有価証券等預り証明書、勘定元帳の写し、不動産鑑定士による鑑定評価書等をいう。

「その他参考となる事項」としては、車両移動保管事務の一部を委託する場合の委託先等に関する事項がある。

b 指定の公示

公安委員会は、指定を受けようとする法人が車両移動保管事務を適正かつ確実に実施することができるかと認めるときは、指定を行い、申請書に記載された事項（資産の総額を除く。）を公示しなければならない。

(イ) 変更の承認等

指定車両移動保管機関は、

- ・法人の名称、住所及び代表者の氏名
- ・車両移動保管事務を行う事務所の名称及び所在地

を変更しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。また、

- ・車両移動保管事務を行う地域
- ・車両移動保管事務の範囲

を変更しようとするときは、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。これらの場合において、公安委員会は、届出を受けた事項及び承認を行った事項を公示しなければならない。さらに、指定車両移動保管機関は、資産の総額、添付書類の内容に変更があったときもその旨を公安委員会に届け出なければならない。

なお、「車両移動保管事務を行う地域」の変更には、複数署管内において車両移動保管事務を行っている場合に、一つの署管内における車両移動保管事務を行わなくなることを、又は新たに別の署管内において車両移動保管事務を行うようになることを含む。

(ウ) 監督規定

a 車両移動保管事務に従事する者

指定車両移動保管機関は、その役職員に限らず、移動、保管等の事務の委託先の者であっても、次の要件に該当する者は車両移動保管事務に従事させてはならない。

- ・禁治産者又は準禁治産者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から

ら起算して2年を経過していない者(次に該当する者を除く。)

- ・法第51条の2第4項の規定(守秘義務)に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

指定車両移動保管機関が、これらに該当する者を車両移動保管事務に従事させているときは、公安委員会は、業務改善命令によりその者の解任を指定車両移動保管機関に対して命ずることができる。

なお、指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務に従事する者すべてに身分証明書を交付し、車両移動保管事務に従事する者は、車両移動保管事務に従事するに当たってはこれを携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

b 車両移動保管事務規程

指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務の開始前に車両移動保管事務規程を定め、公安委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

定めるべき事項は次のとおりである。

- ・車両移動保管事務の実施の方法に関する事項

車両移動保管事務を行う地域、車両移動保管事務の範囲、車両移動保管事務を行う事務所等について規定する。

- ・負担金、延滞金及び督促手数料の収納の方法に関する事項

負担金等を徴収する場所、納付の方法等について規定する。

- ・車両移動保管事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

車両の移動指示を受けたことを明らかにするための簿冊、身分証明書の発給に関する帳簿、その他備え付けるべき帳簿及び書類に関する事項、帳簿及び書類の保存期間等について規定する。

- ・その他車両移動保管事務の実施に関し必要な事項

収支決算書等の記載上の留意事項、車両移動保管事務の一部を委託する場合の手続、委託先の業者に対する監督事項等、秘密の保持に関する事項、身分証明書の交付・回収に関する事項、売却代金の保管の方法、車両(売却した代金を含む。)が都道府県に所有権帰属した場合の手続等について規定する。

なお、これらの規定は、現在、警察署長が車両の移動及び保管に係る事務を行う場合について定められている各都道府県警察の例規に準じて定めることとする。

c 公安委員会への報告等

指定車両移動保管機関は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。なお、事業計画書、収支予算書については、指定車両移動保管機関が移動することとなる車両の台数は、警察署長の指示如何によって左右されるものであり、指定車両移動保管機関が自ら予定として見込むことができないものであるところから、これを提出する必要はないものとした。

公安委員会は、このほか、車両移動保管事務の適正な実施のため必要があると認めるときは、財産の状況又は事務の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

d 業務改善命令

公安委員会は、指定車両移動保管機関の財産の状況、車両移動保管事務の運営に関し、改善が必要であると認めるときは必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

e 解任の勧告

公安委員会は、車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役職員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、又は車両移動保管事務規程に違反し、その他車両移動保管事務の実施に関し不正な行為をした場合は当該役職員の解任（車両移動保管事務に関与させないこと、車両移動保管事務の中で担当職務を変更させることも含む。）の勧告をできることとした。

f 指定の取消し

公安委員会は、指定車両移動保管機関が業務改善命令に違反したため、指定を取り消そうとするときは、あらかじめ書面によりその理由を通知し、指定車両移動保管機関の代表者に意見を述べさせ、又は弁明の機会を与えなければならない。ただし、代表者が欠けているとき、又はその所在を知ることができないときは、この限りでない。

また、公安委員会は、指定車両移動保管機関の指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 守秘義務

守秘義務の対象となる事項としては、集中取締りの期日、移動した車両、移動した車両に積載されていた積載物の内容等が考えられる。

なお、守秘義務が課せられるのは、指定車両移動保管機関の役職員又はこれらの職にあった者であり、指定車両移動保管機関から委託を受けた者には適用がない。

(3) みなす公務員

みなす公務員とされるのは、車両移動保管事務に従事する指定車両移動保管機関の役職員であり、刑法第95条（公務執行妨害、職務強要）、同法第197条（収賄）等の適用がある。

なお、指定車両移動保管機関から委託を受けた者は、みなす公務員に当たらない。

(4) 車両移動保管事務の休廃止

指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務の全部又は一部を休止し、又は車両移動保管事務の全部を廃止しようとするときは、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

休止した事務を再開しようとするときは、あらかじめその旨を公安委員会に届け出なければならない。

公安委員会は、承認を行ったとき又は届出を受けたときは、その旨を公示しなければならない。

(5) 警察署長の公示

警察署長は、指定車両移動保管機関に車両移動保管事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、

- ・法人の名称、住所及び代表者の氏名
- ・車両移動保管事務を行う事務所の名称及び所在地
- ・車両移動保管事務を行う地域

- ・車両移動保管事務の範囲
- ・車両移動保管事務の開始の日

を公示しなければならない。

また、これらの事項に変更があったときも、その旨を公示しなければならない。

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を開始したときは、原則として指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行う地域及びその行う車両移動保管事務の範囲においては、警察署長は、車両の移動及び保管に係る事務を行わないものとした（ただし、警察署長が指定車両移動保管機関による車両移動保管事務の開始前に行った車両の移動及び保管に係る事務については、その全部を行わなければならない）。これは、同一の事務について、指定車両移動保管機関が行うとともに、警察署長が併せて行うときは、取扱いが区々となり、行政側にとっても、車両を移動保管される側からも手続が煩雑となるおそれがあると考えられたからである。

また、警察署長は、指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を休止している間、又は指定車両移動保管機関が車両移動保管事務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、自ら車両の移動及び保管に係る事務を行うことができることとした。

車両移動保管事務の全部又は一部を行うことが困難となった場合とは、

- ・天災等の突発的な事由により、指定車両移動保管機関がその事務を行い得なくなったとき。
- ・指定車両移動保管機関のレッカー車が何らかの事由により使用不可能となったとき。
- ・保管場所が一時的に閉鎖されたとき。

等を指す。

これらの場合についても、警察署長は、自ら行うこととなった車両の移動及び保管に係る事務については、その全部を行わなければならない。

なお、休止した事務の再開に際しては、公安委員会の届出があれば、警察署長は、直ちに指定車両移動保管機関に車両の移動を指示することができる。

(ウ) 車両移動保管事務の引継ぎ

a 指定の取消し及び車両移動保管事務の廃止

指定車両移動保管機関は、その指定が取り消されたとき、又は車両移動保管事務を廃止したときは、車両移動保管事務並びにこれに関する帳簿及び書類を警察署長に引き継ぐとともに、その他警察署長が適当と認める事項を行わなければならない。

b 車両移動保管事務を行う地域又は車両移動保管事務の範囲の変更

指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務を行う地域、又は車両移動保管事務の範囲を縮小した場合にあっては、車両移動保管事務を行わなくなった地域において行っていた車両移動保管事務、又は行わなくなった車両移動保管事務の一部並びにこれに関する帳簿及び書類を警察署長に引き継がなければならない。

c 車両移動保管事務の休止

指定車両移動保管機関が、車両移動保管事務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときに、警察署長が事務を途中から行う場合は、指定車両移動保管機関は、当該車両移動保管事務並びに帳簿及び書類のみ警察署長に引き継ぐこととな

る。

(㉜) 車両移動保管事務の一部委託

指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務の一部を他の者に委託しようとするときは、警察署長の承認を受けなければならない。

この場合において、指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務のうち、車両の移動、保管及び返還の作業といった事実行為に限り、委託することができるものとする。

なお、委託の際の手続等については、あらかじめ車両移動保管事務規程で定めておくこととする。

(㉝) 連絡等

指定車両移動保管機関は、車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときにおいて、公示を行行前に、警察署長に対し、当該車両をその所有者等に返還するために必要な事項、すなわち所有者等の氏名及び住所について照会しなければならないものとし、警察署長は、これに速やかに回答するものとした。

これは、この公示が、売却、廃棄及び所有権帰属の時期の起算点となるという重要な意味を持つことから、特にこの時点での照会を指定車両移動保管機関に義務付けたものである。

また、指定車両移動保管機関は、車両を移動した時点から、当該車両を廃棄し、又は当該車両（売却した場合はその代金）の所有権が帰属するに至るまでの間、当該車両の所有者等の調査を行わなければならないところから、公示の場合に限らず、警察署長と密接に連絡させ、当該車両が所有者等に返還されるよう努めるべきものとしている。

なお、これによって、指定車両移動保管機関自らが行行調査の責任が軽減されるものではなく、自らの調査の経緯については、これを書類上明らかにさせておく必要がある。

また、警察署長においても、自ら車両の移動及び保管に係る事務を行行場合と同様、車両の移動を指示した時点から、継続して当該車両の所有者等の調査を行い、必要に応じ調査内容を指定車両移動保管機関に通知するものとする。

このほか、警察署長は、指定車両移動保管機関の行行車両の返還事務等に必要な配慮を加えることとしている。

(㉞) 公示の方法

公安委員会が行行指定車両移動保管機関の指定等の公示、警察署長が行行車両移動保管事務を行わせることとした場合等の公示については、運転者等及び所有者等の利便にかんがみ、いづれも都道府県公報により行行ものとする。

イ 車両移動保管事務

(㉟) 車両移動保管事務

「車両移動保管事務」とは、警察署長が移動すべきものとして指示した車両の移動、保管のみならず、返還から、売却、廃棄、負担金等の督促・収納等一連の手続すべてを含んだものと解される。ただし、警察署長が移動すべきものとして指示した車両に係る事務であることから、警察署長自らが車両を移動した場合については、その後の保管等の事務を、車両移動保管事務として指定車両移動保管機関に行わせることはできない。

なお、警察署長は、車両の移動を指示した経緯を明らかにするために、簿冊を整備すること。

(イ) 負担金

警察署長が移動、保管した場合の負担金は当該警察署の属する都道府県の収入となることから、財務に関する事務を取り扱う都道府県知事の定める都道府県規則によりその金額を定めることとされているが、指定車両移動保管機関は公安委員会が指定し、公安委員会の監督の下に事務を行うこととなるので、その行った事務に要する費用については、監督行政府たる公安委員会が最も適切に判断することができると考えられたところから、指定車両移動保管機関の収入となる負担金については、公安委員会の定める都道府県公安委員会規則によりその金額を定めることとした。

なお、運転者等又は所有者等が指定車両移動保管機関に納めなければならない負担金の額は、都道府県公安委員会規則により定められる必要があり、現在、警察署長が車両を移動、保管した場合に都道府県規則に定めることなく実費として徴収していた車両の保管、公示その他の措置に要した費用についても、都道府県公安委員会規則によりその金額を定める必要がある。

ただし、この場合において、都道府県公安委員会規則によりその金額を具体的に定めることが困難な費用についても、できるだけその額が一義的に定まるような方法により規定する必要がある。

また、都道府県公安委員会規則で定める負担金の額と都道府県規則で定める負担金の額は、違反者の取扱いの均衡を図る上で、同額であることが望ましいので、可能な限り同額となるよう措置すること。

(ウ) 督促等

所有者等が納付の期限を経過しても負担金を納付しないときは、指定車両移動保管機関は督促状によって納付すべき期限を指定して督促することとなる。

この場合において、指定車両移動保管機関は負担金につき年14.5パーセントの割合により計算した額の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料の納付を求めることができる。

(エ) 強制徴収の申請

督促を受けた者が指定期限までに負担金並びに延滞金及び督促手数料（以下「負担金等」という）を納付しないときは、指定車両移動保管機関は、警察署長に対し、その徴収を申請することができる。

警察署長は、申請を受けて、地方税の滞納処分の例により負担金等を徴収する。この場合において指定車両移動保管機関は、徴収額の100分の4に相当する金額を当該警察署の属する都道府県に納付しなければならない。

指定車両移動保管機関の行い事務について、すべてを民事手続による強制徴収によることとしたのでは、適切な徴収事務の履行が確保されるとは言い難く、ひいては未納事案を増加させるおそれもあり、また、その事務は、警察署長が行う場合とほぼ同様であるところから、負担金等の納付を確保する手段として、警察署長に徴収を申請することができることとしたものである。

徴収額の100分の4を都道府県に納付しなければならないとしたのは、指定車両移動保管機関がその収入確保のために公の機関に事務の執行を依頼し、これを受けて、公の機関において一定の手数（人件費）をかけて事務を執行することとなるので、これに要する費用として指

定車両移動保管機関が一定の手数料を納めるようにする趣旨によるものである。

(4) 準用規定

指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に関しては、警察署長の行う車両の移動及び保管に係る事務に関する規定を準用している。

このうち、車両の売却及び廃棄又は所有権の都道府県への帰属があった場合における登録の嘱託については、登録の嘱託が公的機関から行うものしか認められないことから、指定車両移動保管機関が行うものしか認められないことから、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務についても警察署長が登録の嘱託を行うこととし、嘱託書に指定車両移動保管機関の登録の嘱託を申請する旨を記載した書面及び登録の原因を証する書面を添付して行うものとしている。

また、車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときに行う公示については、「当該指定車両移動保管機関の事務所及び当該車両が駐車していた場所を管轄する警察署」の掲示板に掲示することとされ、保管した車両を一般競争入札に付そうとするときの公示は「当該指定車両移動保管機関の事務所」の掲示板に掲示することとしている。

なお、積載物に係る手続についても、警察署長の行う手続に関する規定を準用することとした。

(5) 売却・廃棄の承認

所有者等の調査の徹底を図るため、警察署長は、車両の売却、廃棄に当たっては警察署長自らが調査したと同様の基準で判断することとした。

すなわち、指定車両移動保管機関は、車両を売却、廃棄しようとするときは、

- ・車両の車名、型式、塗色、番号標に表示されている番号
- ・車両の保管を始めた日時
- ・車両に係る公示をした日
- ・車両の保管に要した費用
- ・車両の価額及び価額の評価の方法
- ・車両の所有者等の氏名及び住所の調査その他当該車両を所有者等に返還するため講じた措置の状況
- ・その他参考となる事項

を記載した書面を警察署長に提出しなければならない。この場合において、警察署長は、売却、廃棄の処分がその要件及び手続に関する法及び法に基づく命令の規定に適合しており、かつ、指定車両移動保管機関の調査、さらには自らの調査によっても所有者等を知ることができないときは、承認することとしている。

なお、「その他参考となる事項」としては、保管に要した費用の積算方法等が考えられる。

(6) 審査請求

指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係る処分については、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）により公安委員会に審査請求をすることができることとした。

警察署長が車両の移動及び保管に係る事務を行った場合における、納付命令、督促、滞納処分に対する不服申立てについては、都道府県知事の権限が警察署長に法定委任されたものであ

ると解されることから、都道府県知事に対して行うものとしていたところであるが、指定法人制度を採ったことに伴い、当該法人の行った処分については、当該法人の一般的監督行政庁たる公安委員会に対して不服申立てを行わせることが実態に合致するものであり、また、制度の趣旨に沿うものと考えられたことによるものである。

なお、保管は継続的性質を有する事実行為と解されることから、その方法等については、不服申立ての対象となる。

また、不服申立てが提起された場合において、警察署長の移動の指示の適法性が争われることが予想されるが、このような場合には、警察署長が参加人として当該審査請求に参加することとなる（行政不服審査法第24条）。

(ウ) その他

- a 指定車両移動保管機関は、車両の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときに公示を行う場合においては、保管車両一覧簿を指定車両移動保管機関の事務所及び当該車両が駐車していた場所を管轄する警察署に備え付け、これを関係者に閲覧させなければならない。
- b 車両を返還する場合は、車両の所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還すること。
- c 一般競争入札に付する場合に掲示すべき事項、指名競争入札に付する場合に通知すべき事項、車両の抵当権者に通知すべき事項については、警察署長が行う場合と同様の事項を指定車両移動保管機関等に関する規則に規定した。
- d 車両（積載物を含む。）を売却した代金は、警察署長が保管する場合に準じて保管することとし、慎重に取り扱うこと。

2 運用上の留意事項

(1) 指定及び事務開始の時間

公安委員会が行う指定車両移動保管機関の指定は、原則として昭和62年4月1日とし、車両移動保管事務の開始については、可及的速やかに行うものとする。

(2) 警察署長の行う事務と指定車両移動保管機関の行う事務との関係

一つの警察署において指定法人制度によることとするときは、当該警察署の管内においては、原則として、すべての事務について当該指定車両移動保管機関に行わせることとすることが適当と考えられる。なお、一つの警察署において指定法人制度によることとし、他の警察署において従来どおり委託方式により行うことは法律上何ら問題はない。

違法駐車車両の移動及び保管に係る事務を新たに実施する県にあっては、原則として指定法人制度によりこれを行うものとする。

(3) 車両の移動及び保管に係る事務に従事する者

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を行う場合との均衡上、警察署長が民間業者に委託して車両の移動及び保管に係る事務を行わせる場合の委託契約においては、次の事項を定めるものとする。

- 車両の移動及び保管に係る事務には、指定車両移動保管機関等に関する規則第4条第1項に該当する者を従事させてはならないこと。
- 車両の移動及び保管に係る事務に従事する者が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認

める場合、車両の移動及び保管に係る事務の実施に関し不正な行為をした場合は、解任を命ずることができること。

(4) 登録の嘱託の申請

警察署長は、指定車両移動保管機関の申請により登録の嘱託を行うに際しては、別添2の嘱託申請書に、警察署長が行った当該車両の所有者等の調査の内容を記載した書面を添付するものとする。

なお、「登録の原因を証する書面」は、売却、廃棄の場合にあっては、指定車両移動保管機関が作成し、所有権帰属の場合にあっては警察署長が作成するものとする。

(5) 支援体制の確立

指定車両移動保管機関が車両移動保管事務を適正かつ円滑に行うことができるように、警察署において支援体制を確立し、特に夜間における車両等の返還事務等については、所要の配慮を加えること。

(6) 指定車両移動保管機関に対する指導及び監督

車両移動保管事務を遂行するに当たっての体制、施設、内部規定の整備等について適切な指導を行うこと。運用に当たっても、警察の行う取締り計画に対応し得るよう必要な指導を行うこと。また、負担金の徴収、車両等の所有者等の調査、公示、売却・廃棄等の専門的知識を必要とする事務については、特に指導監督を徹底すること。

(7) 車両移動保管事務の一部委託に際しての留意事項

指定車両移動保管機関が、車両移動保管事務の一部を他の者に委託するときは、警察署長は、その者が、当該事務を実施するにふさわしい要員、施設等を備えているかどうかについて慎重に審査すること。

(8) その他

このほか、指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務については、「道路交通法等の一部改正に伴う交通警察の運営について（昭和60年7月20日付警察庁丙交企発第44号、同丙交指発第23号、同丙規発第19号、同丙運発第7号）」等により通達した警察署長の行い事務に関する取扱いに準じて行うものとする。

第5 道路使用適正化センター

1 改正の趣旨及び具体的適用

(1) 改正の趣旨

道路交通の過密化が進む中で、都市及び幹線道路における適切な交通管理を推進するためには、交通管制の充実のほか道路使用及び路上駐車 of 適正を図ることが不可欠である。しかし、近年、交通警察行政の事務量が増加する一方、厳しい財政事情等から警察官等の増員は困難な状況にある。このような状況においては、警察官による権限行使を伴わない事務については、行政の合理化、効率化の観点からできる限り事務委託を行って民間活力を活用し、一方で警察は権限行使を伴う取締り等の業務を強化するようにすることが道路使用及び路上駐車 of 適正を図る上で望ましいものといえる。そこで、車両の駐車、交通規制及び道路の使用に関する照会、相談に応じ、あるいは広報・啓発活動等のサービス業務を行うとともに、警察署長の委託により道路使用許可等に関する道路又は交通の状況を調査する等の事業を行わせるため、公安委員会が道路使用適正化センターを指定することとしたものである。

なお、指定法人制度を採ることとしたのは、道路における車両の駐車、交通規制、道路の使用に関する相談、広報等は、警察業務と密接に関連し、公共性の高いものであることから、法律上その指定の要件、監督規定等を定める必要があり、また道路使用許可等に関する調査事務については、警察署長の行い許可に直接関係する重要な事務であり、守秘義務及びみならず公務員の規定を整備する必要があると考えられたことによる。

(2) 具体的適用

ア 道路使用適正化センター

公安委員会は、民法上の公益法人で、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により都道府県に一を限って「都道府県道路使用適正化センター」（以下「都道府県センター」という。）として指定することができることとした。都道府県に一を限って指定するのは、都道府県センターの事業が車両の駐車、交通規制及び道路使用に関する照会、相談、広報活動等をその内容としており、このような事業を行う団体が都道府県に複数存在することは、利用する運転者等に混乱を生じさせるおそれがあり、また、これらの事業については、公安委員会及び他の都道府県センターとの情報交換等密接な連絡を取りながら行う必要がある、これらの事務を円滑に推進するためには、各都道府県に一つとすることが適当であると考えられたことによる。

また、国家公安委員会は、民法上の公益法人で、事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により全国に一を限って「全国道路使用適正化センター」（以下「全国センター」という。）として指定することができることとした。全国に一を限って指定するのは、全国センターの事業が、都道府県センターの間の連絡調整等をその内容としており、全国に一つとすることが適当であると考えられたことによる。

イ 事業内容

(ア) 都道府県センター

都道府県センターの事業は、大別すると、駐車、交通規制及び道路使用に関する照会、相談、広報等の自主業務と警察署長の委託を受けて行う道路使用許可等に係る調査業務であるが、具体的には、以下のとおりである。

- ・照会及び相談業務 道路における駐車場所、交通規制の実施状況及び道路使用許可に係る各種データについて、照会及び相談に応ずること。
- ・広報業務 交通規制の実施状況、パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備の設置状況等についての交通規制図、道路使用マップ等を作成し、頒布する等の広報を行うこと。
- ・啓発業務 道路使用許可等の適正な推進を図るための懇談会、講習会等を開催する等により啓発を行うこと。
- ・調査業務 道路使用許可、制限外積載許可、設備外積載又は乗車の許可、工作物等に係る対象場所又は道路における道路及び交通の状況についての調査を警察署長の委託を受けて行うこと。

(イ) 全国センター

全国センターは次のような事業を行うものとする。

- ・照会、相談業務等都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
- ・駐車、道路の使用についての2以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。
- ・駐車、道路の使用等についての調査研究を行うこと。
- ・都道府県センターの事業についての連絡調整を行うこと。

ウ 都道府県センターの指定

(イ) 指定の申請

都道府県センターとして指定を受けられる法人は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された公益法人に限られる。

指定を受けようとする法人は、

- ・法人の名称、住所及び代表者の氏名
- ・事務所の名称及び所在地
- ・資産の総額

を記載した書面を公安委員会に提出しなければならない。

上記申請書を提出するに当たっては、

- ・法人の定款又は寄附行為
- ・登記簿の謄本
- ・法人のすべての役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- ・法第114条の6第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
- ・資産の種類を記載した書面及びこれを証する書面

を添付しなければならない。

これらの書類の作成要領については、指定車両移動保管機関の申請に準じて行うものとする。

なお、「法第114条の6第2項各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面」とは、都道府県センターが行うこととなる事業を、法の各号別に、その目的、具体的な事業内容について簡潔に列記したものとする。

(ロ) 指定の公示

公安委員会は、指定を受けようとする法人が法第114条の6第2項各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施することができるか認めるときは指定を行い、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに事務所の名称及び所在地を公示しなければならない。

都道府県センターは、公示に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ公安委員会に届け出なければならない。届出があったときは公安委員会は、その旨を公示しなければならない。

これらの公示は、都道府県公報により行うものとする。

エ 監督規定

(イ) 調査員

都道府県センターは、調査業務に従事する者(以下「調査員」という。)には、その役職員に限らず、再委託先、臨時雇いの職員等であっても、指定車両移動保管機関の車両移動保管事務に従事する者とほぼ同様の欠格事由に該当する者を従事させてはならないこととした。

都道府県センターが、これらに該当する者を調査業務に従事させているときは、公安委員会は、業務改善命令によりその者の解任を都道府県センターに対して命ずることができる。

なお、都道府県センターは、調査員すべてに身分証明書を交付し、調査員は、調査業務に従事するに当たってはこれを携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

この場合において、都道府県センターは、調査業務に従事しなくなった者からは確実に身分証明書を回収し、廃棄することとし、かつ、身分証明書の発給、廃棄の状況等を明らかにする帳簿を備え付けさせることとし、この旨委託契約において明らかにしておくこと。

(イ) 公安委員会への報告等

都道府県センターは、毎事業年度開始前に、事業計画書及び収支予算書を、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出しなければならない。これらの報告は、法人としての報告であるので、都道府県センターとしての事業に係る部分に限られない。

また、都道府県センターの事業の適正な運営を図るため必要があると認めるときは、公安委員会は、都道府県センターに対し、その財産の状況又は事業の運営に関し報告又は資料の提出を求めることができる。これらの報告についても、必ずしも都道府県センターとしての事業に係る部分に限られないが、その事業に関連がある部分であることを要する。

(ロ) 業務改善命令

公安委員会は、都道府県センターの財産の状況又はその事業の運営に関し、改善が必要であると認めるときは都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(ハ) 解任の勧告

公安委員会は、調査員が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務に関し不正な行為をした場合は、都道府県センターに対し、当該調査員の解任（調査業務に関与させないこと、調査業務の中で担当職務を変更させることも含む。）の勧告をすることができることとした。

(ニ) 指定の取消し

公安委員会は、都道府県センターが業務改善命令に違反したため、指定を取り消そうとするときは、あらかじめ書面によりその理由を通知し、都道府県センターの代表に意見を述べさせ、又は弁明の機会を与えなければならないこととした。ただし、代表者が欠けているとき、又はその所在を知ることができないときは、この限りでない。

(ホ) 守秘義務

都道府県センターの役職員又はこれらの職にあった者は、調査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととした。

守秘義務の対象となる事項としては、事前の走行経路調査、道路又は交通の状況についての調査において知り得た許可申請者の業務上又は保安上の秘密が考えられる。

なお、守秘義務が課せられるのは、都道府県センターの役職員又はこれらの職にあった者であり、都道府県センターから再委託を受けた者には適用がない。

(ヘ) みなす公務員

警察署長の委託により、道路使用許可等に関し都道府県センターが調査した結果は、警察署

長の許可、不許可その他の行政処分を左右することともなることから、この調査業務に従事する者には、公務員に準ずる取扱い（みなす公務員）をすることとした。

なお、みなす公務員とされるのは、調査業務に従事する都道府県センターの役職員であり、都道府県センターから再委託を受けた者は、みなす公務員に当たらない。

㉑ 連絡等

都道府県センターは、その事業の運営について公安委員会と密接に連絡し、公安委員会は都道府県センターに対し、その事業の円滑な運営が図られるように、必要な配慮を加えるものとした。

「密接な連絡」としては、交通規制の状況、パーキング・メーター等の設置状況に関するデータ等を公安委員会から受けること、駐車等に関する政策・調査研究について情報を交換すること等が挙げられ、「必要な配慮」としては、公安委員会が、交通規制状況等について都道府県センターに対して情報を提供すること、道路又は交通の状況についての調査に必要な技術的事項の指導を行うこと等が挙げられる。

㉒ 全国センターへの準用

全国センターについては、調査業務に係る事項を除き、上記ウ及びエに関する都道府県センターに係る規定が準用される。

2 運用上の留意事項

(1) 調査業務

都道府県センターの能力を考慮しながら、積極的に委託を行うこととし、委託した業務については、業務の適正かつ円滑な運営を確保するため、指導、協力等十分な配慮をすること。

また、業務の再委託を行う場合には、調査に従事する都道府県センターの役職員には守秘義務、みなす公務員の規定が働くという趣旨にかんがみ、交通量の調査等といった事実行為に限り委託することができるものとし、この旨を委託契約において明らかにしておくこと。

(2) 自主業務

自主業務については、その業務内容についてより一層の検討が必要であり、ドライバー等道路交通の利用者の立場から必要と考えられる業務の研究開発を行い、実施するよう指導すること。

3 今後の運営方針

(1) データの蓄積、拡張

都道府県センターが調査業務、自主業務を通じて収集、把握した道路使用、制限外積載、交通規制、駐車等に関する各種データは、将来の体制の整備に伴い、データ・バンクとして、道路使用許可、制限外積載許可、交通規制、駐車対策等の各種警察業務に活用するとともに、ドライバー、道路使用許可申請者等の道路交通の利用者に対する各種サービス業務において利用することが考えられる。したがって、業務の運営を通じ、各種データの蓄積、拡張等に努めるよう指導すること。

(2) 道路交通情報センター、道路管理センターとの関係

都道府県センターの行う業務のうち制限外積載許可、道路使用許可等に関するものは、財団法人日本道路交通情報センター、財団法人道路管理センターの業務と関連する場合があると考えられるが、都道府県センターとこれら財団法人との連携、協力については全国統一的に行う必要があるため、警察庁と協議しながら進めること。

第6 罰金及び反則金関係

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

道路交通法違反に対する罰金の額は、昭和35年の法制定以来一部を除き引き上げられておらず、その間、消費者物価は4.6倍強、1人当たり国民所得は14.4倍に上昇している。また、反則金の額についても昭和48年以来引き上げられておらず、その間、消費者物価は2.1倍、1人当たり国民所得は2.3倍にそれぞれ上昇している。

罰金及び反則金は違反者に対して経済的負担を課して、違反の抑止を図るためのものであるが、これが経済情勢の変化に対応していないため、その抑止力が薄れてきている状況にあり、また、他の道路交通関係法令の罰金の額に比しても、著しくバランスを欠くものとなっている。

そこで、違反に対する抑止力を強化し、増加基調にある交通事故を減少させるために罰金の額及び反則金の額を引き上げることとし、また、昭和48年に反則金の額を全面的に引き上げたことにより、その額が一部限度額に張り付いたものとなっているため、反則金の限度額についても引き上げることとした。

(2) 改正の内容

ア 罰金の額の改定

罰金の額を2倍程度引き上げることとした。

引き上げの幅については、駐車違反については、それに係る罰金の額が昭和46年に見直されており、それ以降の1人当たり国民所得(3.0倍)及び消費者物価指数(2.5倍)の上昇等を勘案して2倍程度とすることとし、それ以外の違反に係る罰金の額については、昭和35年以来一部を除いて引き上げられていないが、道路交通法が国民の日常生活に密着しているものであることを勘案して一挙に大幅に引き上げることは妥当でないため、2倍程度の引上げにとどめることとした。

イ 反則金の限度額の改定

反則金の限度額を、2倍ないし2.5倍に引き上げることとした。

特に駐停車違反及び速度超過に係る反則金の限度額については、2.5倍としたが、これは、駐停車違反についてはその抑止を図るとともに交差点、横断歩道等における駐停車の危険性、妨害性が特に高いことから反則金の額の引上げ幅を大きくすること、及び速度超過については従来罰金で処理されていた25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過を新たに反則行為とすることによるものである。

ウ 反則金の改定

反則金の額を原則としておおむね1.5倍程度引き上げることとした。ただし、違法駐車対策は、法改正の主眼でもあることから、駐停車違反(駐車禁止場所等)については2倍に、交差点、横断歩道等のいわゆる法定駐車禁止場所における駐停車違反(駐停車禁止場所等)についてはその危険性、妨害性が特に高いと考えられるところから2.5倍に、それぞれ引き上げることとした。

なお、駐停車違反(駐車禁止場所等)に該当するものは、次のとおりである。

- a 法第44条の規定の違反となるような行為
- b 法第49条の2第3項規定の違反となるような行為(同項の道路標識等により指定されてい

る道路の部分以外の法第44条各号に掲げる道路の部分における行為に限る。)

c. 法第75条の8第1項の違反となるような行為

b. について、駐停車違反(駐停車禁止場所等)として評価することとしたのは、時間制限駐車区間において、法定駐停車禁止場所の一部に駐車できる道路の部分に指定する場合は、当該部分における駐車による交通の危険性、迷惑性が比較的微弱で例外的な場合であり、駐車できる道路の部分として指定しなかった法定駐停車禁止場所は、これに比して、交通の妨害となり、又は道路における危険性が高いと考えられたことによる。

また、25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過については、20キロメートル毎時以上25キロメートル毎時未満の反則金の額を参酌して新たに反則金の額を定めた。

第7 反則通告制度関係

1 改正の趣旨及び内容

(1) 改正の趣旨

反則通告制度は、行政事務の簡素化・迅速化、前科の解消等を図るため昭和43年に創設されたが、その後の制度や変更や運用の変化等により実情に合わない点が出てきており、また、運転者の利便及び行政の効率化の観点から改定が必要な点が新たに出てきているところから、反則者の範囲及び反則行為の範囲について拡大を図ることとした。

(2) 改正の内容

ア 反則者の範囲の拡大

点数制度の創設(昭和43年)に伴い、反則通告も改正され、反則行為のうち、法第120条以下(後に法第119条の2を追加)の罰に当たる違反行為についてのみ、過去1年以内に行政処分を受けたことがあるもの(以下「処分前歴者」という。)であっても反則者としていた。

しかし、その後15年余を経過し、点数制度の反復違反抑止効果が定着し、法第118条又は第119条の反則行為をした処分前歴者と法第119条の2以下の反則行為をした処分前歴者との間にその後の違反率、事故率に差異のないことが認められたことから、法第118条又は第119条の反則行為をした処分前歴者についても反則通告制度の対象としたものである。

なお、この改正により、約55万件が新たに反則通告制度の適用対象となること及び現在約180万件に及ぶ運転免許証の裏面への行政処分に係る事項の記載が不要となるとともに、裁判所への出頭を要しなくなるなど運転者の利便にも資することとなる。

イ 反則行為の範囲の拡大

現在、25キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為としているが、これは、反則通告制度創設時の平均規制速度60キロメートル毎時を基準に、衝突時の衝撃力等を勘案したこと、さらに、速度違反取締り件数のうち速度超過25キロメートル毎時以上のものは約1割であり、反則通告制度の目的である事務の簡素化・迅速化、前科の解消等に沿うものであったことの二つの理由に基づいて定められていた。

しかしながら、その後10数年間のうちに、全国的に速度規制が強化され、規制速度の平均値が下がり、かつては反則行為とされた速度と同一速度による走行が現在は非反則行為となることもあるなど、運転者に酷な結果となっていること、また、25キロメートル毎時以上の速度超過の件数及び速度超過の取締り件数中に占める割合が大幅に増加したことにより膨大な前科者を生

じ、かつ、事務の簡素化の面でも負担となっていることから、25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過を反則行為としたものである。

なお、この改正により、約40万件が新たに反則通告制度の適用対象となる。

第8 その他

1 基礎点数関係

法改正の趣旨にかんがみ、行政処分の基礎点数について以下のように規定を整備した。

(1) 25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過に付する基礎点数の整備

従来非反則行為であった25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過が反則行為とされたことに伴い、25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の速度超過に付する基礎点数を3点とした。

基礎点数は、悪質・危険な違反については1回の違反行為でも処分の基準点数に該当するように高い点数が定められている一方、それ以外の偶発的な違反については複数回違反を繰り返してはじめて処分の基準点数に達するように低い点数が定められているところ、点数制度上悪質危険な違反とそれ以外の違反との区別は、反則行為であるか否かの基準によることとしている。このため、従来非反則行為であった25キロメートル毎時以上には6点という高い基礎点数が定められていたものであるが、改正法により、これが反則行為とされたため、その危険性、悪質性を検討の上、新たに3点という基礎点数を付することとしたものである。なお、25キロメートル毎時以上30キロメートル毎時未満の酒気帯び速度超過（いわゆる酒気帯び加重）に付する基礎点数は従来9点とされていたところ、8点とした。

なお、過去2年以内に違反行為をしたことがなく、その軽微な違反行為をした後違反行為をすることなく3月を経過した場合は、当該軽微な違反行為を累積点数の計算上例外とすることとなっているところであるが、新たに設けられた3点の違反行為を、当該軽微な違反行為に含めることとした。

(2) 駐停車違反（駐停車禁止場所等）に付する基礎点数の整備

駐停車違反（駐停車禁止場所等）に対し、駐停車違反（駐車禁止場所等）に比べて高い反則金を課すこととしたことに合わせて、基礎点数についても、当該違反については、1点から2点に引き上げることとした。

(3) 初心運転者講習関係

違反行為に付する基礎点数として3点を新設したことに伴い、所要の規定を整備した。

初心運転者講習の受講義務を課す場合の基礎となる軽微な違反行為として、3点の違反行為を含めることとし、併せて初心運転者講習の受講義務を課す基準を、累積点数が3点、4点又は5点に達した場合とした。

これは、初心運転者が、軽微な違反行為を繰り返していれば、必ず講習を受けることとする趣旨から、新たに軽微な違反行為として3点の違反行為が設けられたため、これに対応できるように規定を整備したものである。

2 都道府県交通安全協会に対する指導等

今回の改正においては、パーキング・メーターの管理等の委託並びに指定車両移動保管機関及び都道府県センターの指定について、各都道府県交通安全協会（以下「安協」という。）の果たす役割が極

めて重要なことから、これと緊密な連携を図るとともに、安協に対してできる限りの支援をしていく必要がある。そこで、当面、以下の事項に留意の上、安協の指導、育成及び監督に当たること。

(1) 組織・体制の確立

事務、事業等の業務を推進するため、各安協の実情、業務の規模等に応じ、適切な組織体制を整備するよう指導すること。

特に車両移動保管事務及び都道府県センターの調査業務に従事する役職員については、守秘義務及びみなす公務員の規定が働くところから、これらの業務の範囲を他の安協の事務と区分するため、事務分掌を明確にしておくこと。

なお、今後、例えば、「駐車部」の設置、専任理事の配置等についても考慮すること。

(2) 会計

パーキング・メーター等の管理等の事務、車両移動保管事務、都道府県センターの業務は、安協の予算において、それぞれ特別に経理すること。

(3) 監督

各業務の運営について、安協との連絡を密にするとともに、指定車両移動保管機関及び都道府県センターについては、国家公安委員会規則の関連規定に基づき、財産の状況及び業務の運営について、随時、報告又は資料の提出を求めるなど、業務が適正に行われるよう特段の配慮をすること。

(4) その他の配慮

指定車両移動保管機関については、車両移動保管事務規程を作成し、指定後、車両移動保管事務の開始前に速やかに公安委員会の承認を受けることが必要であり、また、都道府県センターについては、指定後、事業開始前に、事業計画書及び収支予算書を公安委員会に提出する必要がある。したがって、安協を指導して、早い段階でこれらを作成させること。

別添 1

(裏)

注 意 事 項

- 1 このチケットの表面のり付け部をはがし、車両の前面ガラスの内側（前面ガラスのない場合は、その他の見やすい場所）にはり付けてください。
- 2 半券は、切り取り線で切り取ってお持ちください。
- 3 運転中は、チケットを取り外してください。

(キ リ ト リ 線)

記載要領

登録番号 第 号 登録 願 託 申 請 審 査 昭和 年 月 日 警察署長殿 指定車両移動保管機関 印 道路交通法第51条の2第10項において準用する同法第51条第1項の規定により、下記の車両を したので登録の願託を申請します。	
車両の種類	
車両を特定すべき事項	車両番号 車台番号 車 名 型 式
所有者の氏名 (名称) 住所	
使用者の氏名 (名称) 住所	
登録の目的	
登録の原因及びその日付	
買受人 (解体事業者) の氏名(名称) 及び住所	
備 考	

- 申請文は、それぞれ次のように記載すること。
(売却の場合)
「道路交通法第51条の2第10項において準用する同法第51条第10項の規定により、下記の車両を売却したので登録の願託を申請します。」
(廃棄の場合)
「道路交通法第51条の2第10項において準用する同法第51条第11項の規定により、下記の車両を廃棄したので登録の願託を申請します。」
(所有権帰属の場合)
「道路交通法第51条の2第10項において準用する同法第51条第18項の規定により、下記の車両を6月保管し、〇〇都道府県に所有権が帰属したので登録の願託を申請します。」
- 「警察署長」欄には、都道府県まで記載すること。
- 「車両の種類」欄には、登録自動車、検査対象軽自動車、検査対象外軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車の別を記載すること。
- 所有者及び使用者の氏名等は、現在の台帳上のものを記載すること。
- 「登録の目的」欄には、移転登録、抹消登録、抵当権の抹消登録(抵当権の抹消登録の場合は、抵当権の登録の年月日、受理番号をも記載すること。)の別を記載すること。
- 「登録の原因及びその日付」欄には、登録の原因及びその年月日を記載すること。
- 「買受人」欄は、該当しないものを抹消すること。
なお、所有権帰属の場合は記載する必要はない。